

令和2年度第1回江別市後見実施機関運営協議会議事録（要点筆記）

1 日 時 令和2年8月26日（水） 午後3時00分～午後4時30分

2 場 所 市民交流施設ぷらっと 会議室C・D

3 出席者（敬称略）

- （委員） 林 恭裕（北翔大学非常勤講師）、西脇 崇晃（弁護士）、
大桃 涼輔（司法書士）、菅 しおり（社会福祉士）、
佐々木修司（江別市地域包括支援センター）、
鹿島 聡美（江別市障がい者支援センター）
- （事務局） 健康福祉部長、健康福祉部次長、障がい福祉課長、障がい福祉係長、
介護保険課長、高齢福祉係長、高齢福祉係主事
- （受託者） 江別市成年後見支援センター（江別市社会福祉協議会）
センター長、センター次長、主任相談支援員、相談支援員、アドバイザー
- （傍聴人） なし

4 欠席者 なし

5 協議会資料

(1) 次第

(2) 資料

- ・資料1～4 非公開につき省略
- ・資料5 成年後見制度利用促進基本計画策定に係る実態調査結果について
- ・資料6 成年後見制度利用促進基本計画策定スケジュールについて
- ・資料7 成年後見制度利用促進基本計画構成案について
- ・参考資料 地域連携ネットワークのイメージ

6 議事概要

【1 開会】

【2 健康福祉部長挨拶】

【3 議事（1）】

非公開につき省略

【（2）協議事項 ア】

非公開につき省略

(2) 協議事項 イ「成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

○林会長

(ア) 実態調査報告について事務局へ資料の説明を求める。

(事務局より資料5に基づき説明)

○林会長

事務局の説明に対する質疑を求める。

○林会長

24 ページ「成年後見制度の認知度」の居宅サービス利用者の結果について、「女性 65 歳～74 歳」、「女性 75 歳以上」と「男性 65 歳～74 歳」、「男性 75 歳以上」を比較すると、女性の方が認知度が低いのはなぜか疑問である。

居宅サービス利用者の認知度が少し低いことから、在宅の方が浸透していないことがわかる。

29 ページ「成年後見制度を利用しない理由」として、結構な比率で「不正が怖い」と回答している。どういう情報が入ってこのような回答結果になったのか。成年後見人の不正について、最近ニュース等で取り上げられていたか。

○大桃委員

親族後見人の不正など度々ある。

○林会長

そうであれば、そのところの誤解のようなものを解く必要があるのではないか。

○大桃委員

誤解と言っているかわからないが、テレビでクローズアップされているように、実際に不正はあるので難しいところだと思う。

○林会長

他にご意見はないか。

○菅委員

市民の方々に周知をして、成年後見制度の認知度をもっと上げたい。アンケート結果を見て思ったが、江別市だけでなく、道内の各行政が行うアンケートでも同様の結果が出ていると思う。「知らない」、「あまりよくわからない」という方々が多いので、出来る限り江別市でも認知度を上げる周知活動をするとういと思う。

○佐々木委員

成年後見支援センターの認知度向上という部分では、地域包括支援センターは、認知度向上に苦労した機関の先輩だと思う。

地域包括支援センターは、江別市に開設されて13年程になるが、最初はなかなか地域に浸透せず、認知度が低かった。広報活動や広報誌による周知は、それほど効果が大きくなり、少し浸透してきたと手ごたえを感じたのは、出前講話等で地域にどんどん入って話をするようになってからである。そこから、相談件数が増えたり、様々な機関とつながっていった。

成年後見支援センターは、開設からまだ3年程度であることから、今後の計画等で地域に入って講話をするなり、地域の方々に直接話をする機会を作っていけば、少しずつ口コミで広がっていくのではないかと思う。認知度向上に同じく苦労した地域包括支援センターとしてアドバイスしたい。

○大桃委員

一般の方の認知度を一気に上げることは、現実的に難しく、少しずつ上げていくしかないと思う。この結果は仕方ない。特別に低いとは思っていない。

逆に、介護保険サービス事業所の方々の成年後見支援センターの認知度は、「名前だけ知っている」まで含めると、かなり高いパーセンテージになる。名前さえ知っていれば、名前自体で成年後見制度を利用するための機関であることははっきりわかるので、一般の方に関わる方々が成年後見制度や成年後見支援センターのことを知っていれば、サービスにつなげることができる。そう考えると、名前だけでも知られてきているところは、十分評価できると思う。

○林会長

そういう意味では、認知度はそれほど低いとは思わない。ただ、問題は「何を理解してもらおうか」というところかと思う。

一市民の立場でいうと、「詳細は知らないけれども、こういうことがあったらここに相談にいける」ということが知りたいのであり、そういった周知の仕方が効果的かと思う。

市民向け調査結果でも「名前だけ知っている」を含めると認知度は6～7割程度となり、かなり浸透していると思うが、逆に言うと認知度が高まらないということは、進める側からしてみると、想いが伝わってないところがあるのではないかと思う。

地域包括支援センターも、開設当初はどういう機関かわからないので、市町村によっては「高齢者支援センター」と名前を変えるなどしながら、少しずつどういう機関なのか地域に認知されていった。

成年後見支援センターは、名前だけでも既に認知度が高まっていることから、次の段階として「どういう機関なのか」という具体的なイメージをどう定着させるか、というところに取り組んでみてはいかがか。一市民としては、自分が切実な状態になっていないことに対しては、積極的に知ろうとはしない。ということは逆にいうと、名前を知っている人が7割程度いるのならば、その中で、特にこういうことだけはみなさんに知ってほしい、

といったポイントを絞って周知活動をすることが効果的ではないか。高齢者のことならば地域包括支援センターに相談すればよい、といったイメージのようなものが出来ればいいかと思う。

○菅委員

中核機関を作るということは、各専門職が協力し合いながら、市町村の支援をしていかなければいけない。その重要性を非常に感じる。

中核機関が色々な普及啓発や広報活動をする 것도大事だが、各専門職がいかに市内の中で協力し合えるかということが大事で、多くのところで周知できる機会を作っていく必要性があると感じた。

要するに、中核機関がポスターを貼り、出前講座をやり、当然そういうことも大事だけれども、やはり後見に携わる各専門職達も一緒に助け合いながら、市民に周知していくシステム作りも普及啓発に貢献するのではないかと思う。

○林会長

本年6月に社会福祉法が改正され、来年から重層的支援整備体制事業がスタートする。

その法律の中には、介護、子育て支援、障がい福祉などいずれの相談についても横断的にワンストップで支援する体制、いわゆる「我が事・丸ごと」が明記されているが、そういう面では、菅委員の発言のように、各機関がそれぞれで動くのではなく、どこかで統合的にやっていく体制も必要かと思う。

○林会長

(イ) 策定スケジュール及び(ウ) 校正案について事務局へ資料の説明を求める。

(事務局より資料6・7・参考資料に基づき説明)

○林会長

事務局の説明に対する質疑を求める。

○西脇委員

資料7第3章の「4 施策の展開」と69ページ参考資料の各機関との関係性について伺いたい。

中核機関のイメージがまだ掴めておらず、まず、施策の展開に記載の中核機関の4つの機能というのは、具体的には、69ページ「地域連携ネットワークの機能」とほぼ同じと考えてよろしいか確認したい。

○事務局

中核機関の4つの機能というのは、①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能④後見人支援機能であり、さらに国の基本計画の中では、この4つの機能について、段階

的・計画的に整備することを市町村に求めるとともに、不正防止効果にも配慮すべきという記載がある。

中核機関について、今後どのような機能強化が必要かというところだが、現在の成年後見支援センターでも、「広報・相談機能」はある程度果たしているところではあるが、「成年後見制度利用促進機能」の中の「親族後見人候補者の支援」はまだ実施されていない。

後見人になるに相応しい親族がいる場合、本人の状況に応じて、当該親族等へのアドバイスや専門職へのつなぎなど、ここまでは現在でも対応できているが、当該親族等が後見人になった後の継続的な支援体制の調整はできていない。こういったところを今後強化していく必要がある。

さらにもう一つは、受任者調整（マッチング）である。国の計画において、「家庭裁判所が後見人を選任にするに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する」と記載があるが、現在、家庭裁判所の後見人選任業務において、家庭裁判所では誰が後見人に相応しいかというところがはっきりわからないため、中核機関が後見人を推薦するに当たって、本人の状況に応じて、適切な後見人候補者を選ぶということが、今後中核機関に求められる機能である。

また、その他に「後見人支援機能」といって、例えば、本人と後見人等との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るため、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連携調整を行うという機能があり、家庭裁判所では、後見人と本人との関係を十分に把握できないため、身近に接している中核機関が、必要に応じて候補者の変更を家庭裁判所と連携調整して行うということも求められている機能である。

現在の成年後見支援センターより、もう少し機能強化が必要というところで、現状との違いを説明させていただいた。

○西脇委員

現在の成年後見支援センターより広い業務範囲で、さらに第三者・中立的な立場から広く全てを調整するような機関というイメージかと思うが、そうすると、成年後見支援センターと中核機関との役割分担のようなものは具体的にイメージされているか。

○事務局

現時点で明確に役割分担は決定していないが、例えば、現在、市が成年後見支援センターとして委託している江別市社会福祉協議会に中核機関を担っていただくとなった場合、法人後見を受任している江別市社会福祉協議会が中核機関という立場で受任調整をすることになる。

受任調整しつつ、法人後見を受任することとなるため、法人後見を受任するにあたって、自分達にとって良い案件を選択して受任するのではないか、ということが中核機関の委託の際に問題としてあげられることがあるが、その部分の透明性、公平性の確保ということこ

ろでの役割分担や、別の機関が受任調整の適正性を判断していくのかということも今後検討が必要かと思っている。

○林会長

親族後見人のフォローアップや後見人支援の会議のようなものを中核機関が担うとなると、非常に大掛かりな体制となる。

例えば、兄弟で兄が障がいのある弟の親族後見人となり、兄は弟の施設入所を希望、弟は地域で在宅生活を続けたいとなった場合、利益が相反することになるが、その時に誰が調整するかということは現在でも起こっている問題である。障がいがあっても十分地域で生活できる環境であったとしても、現在の図式では、後見人が決定権を持つため、後見人の判断により施設入所へということになる。

中核機関はそのような問題に対してどう対応するか、ということも想定しなければならない。そうすると、どのような仕組みが良いか、どこまで第三者性を担保でき、客観性を持てるかということを検討する必要がでてくると思う。しかし、本当にそこまで国も家庭裁判所も中核機関に担わせるのかと思うと、難しいのではないかと。

○菅委員

親族後見人の支援は非常に難しい。一から教えなければならず、教えるのであれば自分たちが受任した方がまだよいのではないかといい、事細かく支援していかなければならない。親族後見人の支援に関しては、誰がどのように支援していくか今後検討の余地があるかと思うがいかがか。非常に難しいことかと思う。

○大桃委員

おっしゃるとおりだと思う。申立ての時点から関わってきた親族が後見人になり、その親族から相談を受けることはあるが、その程度の関わりであればできたとしても、それまで関わりがなかった親族後見人から支援を依頼されても、どこまで関わり、どの程度支援していくかという、多分、作業量も全く追いつかないし、単純に今自分がイメージしている中では本当に難しいというところが率直な感想。

○林会長

「計画」であるから、段階的にどのように取り組んでいくかということ、ステップアップ的に作っていく必要がある。中核機関を設置した最初から全面展開とはならない。年次計画でどのように取り組んでいくか考えていかなければならないのではないかと。

○林会長

他に策定スケジュールや構成案について委員から意見はないか。

市から計画策定にあたり委員に聞きたいことはないか。

○林会長

この中で市民後見がどのように位置づけられるのか気になるところである。

親族後見もあり、市民後見もあり、第三者の後見もあるが、そういったものがどのように位置づけられるのか。

ここは話をまとめる場ではないので、気が付いた点について意見を出してもらいたい。

○事務局

林会長がおっしゃったように、市としても、最初から全ての機能を有した機関とまでは考えておらず、国の計画でも段階的に整備するよう示されているので、来年すぐに全ての機能を有しながらできるかというところ、そこは難しいと考えている。

国が示す段階的な整備というところを踏まえて徐々に進めていく形になるが、先ほど菅委員がおっしゃったように、やはり一番大切なことは、後見の必要な方の周りの方、例えば介護でいうとケアマネや介護事業所、地域包括支援センターなど関係している方が、まずはその必要性なりを成年後見支援センターにつなげていただいて、支援していくということだと考えている。

また、そのような関係者の地域連携ネットワークを深くしていきたいが、多職種の方が関わることから、すぐにといってなかなか難しい面もあることから、現在も様々なネットワークがあるので、既存のネットワークを活用しながら、地域連携ネットワーク作りを推進していきたいと考えている。

○林会長

事務局が言うとおりに、すでに様々なネットワークがたくさんある。既存のネットワークと重ねながら、うまく作れないかという思いはある。あまり縦割りで作ってしまうと返って動けなくなるという面もあるので。

他に委員から質疑はないか。

(質疑なし)

それではスケジュールどおり進めていくことになる。何かあれば事務局へ。

協議は以上でよろしいか。

(異議なし)

7 その他

○アドバイザー

地域連携ネットワーク、中核機関の体制整備の取組における民間企業との連携ということで、空き家対策等の関わりもあり、不動産協会に所属する不動産会社に対して、判断能力が不足した方の対応や成年後見制度の認識等について、私の方でヒアリングを実施した結果をお伝えしたい。

多くの不動産会社は、契約後の登記事務などで既に司法書士と関わっており、問題が発生した場合には司法書士につなぐなどの方策を講じているところが多く、空き家対策等で

は特に問題となるようなことは現在のところなかった。ただ、建物の管理において、冬期間の雪のトラブルが発生していることが多少問題になっているようだ。また、社会福祉協議会の中に成年後見支援センターがあるということを、今回の訪問で初めて知ったという方が多く、やはり、認識は進んでいないと見受けられた。

私自身、これまで3年ほど成年後見支援センターのアドバイザーとして関わってきたが、今回の実態調査で、制度の内容や成年後見支援センターの存在など知らない方が多くいることを改めて認識した。前回の協議会で菅委員から、相談機能が整わなければマッチングも難しいという意見が出されていることからしても、私もマッチングができ、相談機能が充実してれば、利用者の5割以上は満足していただけないかと思っている。また、成年後見制度利用促進法が唱えるメリット感も、ある程度利用者に実感してもらえないかと思っている。

本日の協議会で中核機関についての協議があったが、4つの機能の他、私としては受任調整会議の持ち方の検討が必要かと思う。現在の成年後見支援センター（江別市社会福祉協議会）の中ではなく、受任調整を中立・公平的なものとするために、受任調整機関にもう少し関係者や専門職等を入れることで、今よりも充実した機関になれるのであれば、もっと利用しやすいのではないかと思う。

認知度が低いということも含め、私なりに事業所等を訪問し、制度の説明をすることも考えおり、協力できる場所があればしたい。

○林会長

受任調整は現在、江別市社会福祉協議会が内部で行っているが、中核機関ができた場合、その関係をどのようにするか、受任調整会議含め、市町村によってそれぞれ違う。今の意見を参考にしながら今後検討していければと思う。

計画についてはこのような形で進めていき、次回は1月の本運営協議会で示された計画案について具体的に検討したい。

○林会長

他に質疑のある委員はいるか。

（質疑なし）

○林会長

以上で本日の議題は終了する。

8 閉会